

学校と地域の連携に関する一考察 ～国の審議会答申を通して～

田代 直人¹・佐藤 真澄・川野 哲也・田村 知津子・尾崎 敬子²

A Study of Cooperative Relationship between School and Community : Focusing on Reports of National Councils for Education

Naoto TASHIRO, Masumi SATOH, Tetsuya KAWANO
Chizuko TAMURA, Keiko OZAKI

はじめに：本研究のねらいと特色

学校と地域（家庭を含む、ただし、必要な場合には「家庭」の表記を用いる）の連携は、我が国における教育改革の基本的方向である。この基本的方向は2006年に大改正された教育基本法第3条の「生涯学習の理念」とともに、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に示されているところである。

本研究ではこのような「生涯学習」の観点から、学校と地域の連携（以下、多くの場合「連携」又は連携と記す）について考察し、その原理、すなわち「基本的な考え方」に関して理解を深めることを主要なねらいとする。そこで最初に「連携」に関する注目すべき一連の動向を、国の審議会答申（教育改革国民会議報告を含む）にスポットをあててとらえてみたいと思う。しかる後に、これらの動向を踏まえ「連携」の位置づけや意義・重要性について考察するとともに、基本的な課題を明らかにしていきたい。取り上げる審議会答申は、1971年の生涯学習（教育）推進に関する勧告から、今日の「連携」制度の典型とも言える学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入・充実に至る諸々の提言とする。

次に本研究の特色を指摘すれば、それは主に教育実践用の教材作りという点にある。すなわち、この研究は「学術的研究」（アカデミックな研究）というより、大学のカリキュラム開発や現職教員対象の研修資料作成の一端であり、「実践的研究」として性格づけられる¹⁾。従って、このような本研究の特色から、学校と地域の連携に関して従来にない新たな視点に焦点化しアプローチするのではなく、あくまで基本的な事項に重点を置いて考察することとする。

以上のような本研究のねらい・特色に沿って、まず学校と地域の連携に関する考察の基礎的作業として、有力な資料の一つと史料される一連の国の審議会答申を取り上げ、その内容を極力忠実に紹介しつつ、諸提言の動向を探っていくたい。

なお、「生涯学習」と「生涯教育」の表記についてであるが、本稿では基本的に「生涯学習」とする。ただし、ラングラン（P. Lengrand）は「生涯教育」（lifelong education）としているので、

¹ 山口学芸大学名誉教授

² 山口芸術短期大学

この部分では「生涯学習（教育）」と記すこととする。また、国の答申等で「生涯教育」として
いるものについては、そのまま用いる²⁾。さらに、「学校経営」と「学校運営」の表記については、
一般的には前者を、答申等で後者が使われている場合はそのまま使用する。

I 国の審議会答申にみる学校と地域の連携に関する提言の動向

1. 生涯学習（教育）の提唱と「連携」に関する提言 <「連携」提言の黎明期>

生涯学習（教育）は、1965年フランスのパリで開催されたユネスコの成人教育推進国際委員
会会議において、ラングランを中心に提唱された。この生涯学習（教育）の考え方・重要性を日
本に紹介したのが、ユネスコの会議に出席していた波多野完治氏であった。氏はラングランが提
案したワーキング・ペーパーを日本語に翻訳するとともに、ラングランの著書“An Introduction
to Lifelong Education”（1970）も邦訳したのである³⁾。

波多野氏らの努力もあって、日本では教育改革の基本的方向として生涯学習の推進が国の政策
として強調されていった。

以上のような生涯学習（教育）の提唱を踏まえつつ、最初に国の審議会による典型的な答申を
取り上げよう。

（1）社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」

（1971年4月）

社会教育審議会とは、社会教育全般にわたり、あるいは社会教育を中心に、その在り方を提示
する文部大臣（当時）の諮問機関である。

この答申は、生涯学習の観点から、初めて社会教育の在り方を総合的・体系的に方向づけた画
期的な答申である。

答申では、生涯学習と社会教育の関連について次のように提言している。

・「生涯教育の必要は、現代のごとく変動の激しい社会では、いかに高度な学校教育を受けた人
であっても、次々に新しく出現する知識や技術を生涯学習しなくてはならないという事実から、
直接には意識されたのであるが、生涯教育という考え方はこのように生涯にわたる学習の継続を
要求するだけでなく、家庭教育、学校教育、社会教育の3者を有機的に統合することを要求して
いる」

・「これからの社会教育は、生涯教育の観点から再構成される必要がある。このため、家庭教育、
学校教育、社会教育はそれぞれの役割分担を明らかにし、有機的な協力関係をもたなければなら
ない」

上記のように、この答申では生涯学習の観点から家庭・学校・地域におけるそれぞれの固有の
教育機能を尊重しつつ、3者の連携を強調しているのである。

（2）中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策につ いて」（1971年6月）

中央教育審議会とは、教育全般（学術・文化を含む）に関する文部大臣（当時）の諮問機関で
ある。そして、この答申は戦後の新学制発足後20年を経た時点で、就学前教育から高等教育ま
での学校教育全般の点検・反省に基づき教育改革の方向性を総合的に提示したものである。

このような答申の中で、生涯学習の観点から学校教育を体系的に方向づける勧告が見られる。
この点に関しては、「近年、いわゆる生涯（がい）教育の立場から、教育体系を総合的に再検討
する動きがあるのは、今日および今後の社会において人間が直面する人間形成上の重要な問題に
対応して、いつ、どこに、どんな教育の機会を用意すべきかを考えようとするものである」との

認識のもとに、さらに「これまでの教育は、家庭教育・学校教育・社会教育に区分されてきたが、ともすればそれが年齢層による教育対象の区分であると誤解され、人間形成に対して相互補完的な役割をもつことが明らかにされているとはいえない」と指摘している。

上記の指摘において、「連携」の文言は見受けられないが、「相互補完的役割」は3者の「連携」と受け止めることができる。すなわち、学校教育にスポットを当てれば、その固有性を踏まえつつも家庭教育や社会教育との連携の必要性を訴えているのである。

以上のように、紹介した2つの答申は、学校と地域の連携を生涯学習の観点から位置づけ、基本的方向を明示した先駆的な動向を示すものであり、「連携」提言の黎明期の端緒を開くものであった。

2. 「連携」の推進強化に向けての提言 <「連携」推進の強化期>

(1) 中央教育審議会答申「生涯教育について」(1981年6月)

これは、上記の〈I-1〉で取り上げた2つの答申の公表後、およそ10年を経過した時点で出された提言である。すなわち、人々の生涯すべての発達段階に即した望ましい自己形成を可能とする方途とともに、「教育機能の領域・形態の面から、家庭のもつ教育機能をはじめ、学校教育、社会教育、企業内教育、さらには民間の行う各種の教育・文化事業等にわたって、社会に幅広く存在する諸教育機能を生涯教育の推進の観点から総合的に考察」している。

このような観点のもとに提出された答申において、「連携」に関係する注目すべき点は、以下の通りである。1点目は、「連携」の原理（基本的考え方）に加えて、その教育実践との関わりに目を向けていることである。すなわち、学校教育の重要な分野である進路指導の充実にスポットを当て、学校における職業的体験学習の充実に訴えた後に、「さらに、学校や父母に対しても、子供の進路の選択に関し適切な指導・助言ができるよう進学上、職業上の広い知識・情報が与えられるようにするとともに、進路指導に関し、学校、家庭、社会の間の連携・協力を一層強化することが大切である」と指摘している。

2点目は、学校教育と社会教育の連携に関する留意点についてである。具体的には、「成人になるまでの子供の教育については、学校教育が重要な役割を果たすべきであることは言うまでもないが、従来ともすれば学校教育に過大な期待が寄せられてきた。この点を考慮し、学校教育関係者は、社会教育の機能について理解を深め、社会教育の各種の施設や機会を子供の発達段階や地域、学校の実情に即しつつ、より積極的に活用すべきである。また、社会教育関係者も、学校に対して積極的に情報を提供するとともに、学校の側からのこうした動きに対して進んで協力することが望まれる」としている。

ちなみに、この答申では「生涯学習」及び「生涯教育」のそれぞれの概念について区分して説明しているが、ここでは指摘するに止めたい。

(2) 臨時教育審議会答申「教育改革に関する答申」(第1次～第4次、1985年6月～1987年8月)

臨時教育審議会は1984年8月に制定された内閣総理大臣の諮問機関であり、第1次から第4次にわたる答申を行っている。以下、この答申のポイントを報告しよう。

①生涯学習体系への移行

この提言では、「今日肥大化している学校教育の役割を見直し…」(第2次答申)、「学校教育の自己完結的な考え方を脱却する」(第2次答申)、「開かれた学校」への転換を促進し、家庭・学校・地域が相互に連携・融合するようなシステムをつくる必要がある」(第3次答申)などとしている。要するに、「学校中心の教育体系」から「生涯学習体系」への移行を強く求めているのである。

②「連携」を有効とする指導分野

生涯学習の観点から、学校と地域の連携を一層強化するための、有効とされる児童・生徒に対する指導分野に関して、次のような提言がみられる。

・「学校と地域の連携という観点から、郷土の文化や歴史などに関連し、地域の住民が教壇に立つ道を開くことも検討すべきである」(第2次答申)

・「学校はいじめなどの問題を学校の中だけで解決しようとする閉鎖的な態度を改め、家庭との連携を進める必要がある」(第2次答申)

・「基本的な生活習慣を身に付けさせるためのしつけは、家庭と学校が協力して行うべきものである」(第2次答申)などの指摘である。

この審議会答申の意義は、明治時代以来の伝統であり、長年にわたって展開された「閉ざされた学校」から脱皮し、「家庭や地域に開かれた学校」への転換を強く促した点である。そして本答申が、我が国の教育改革の基本的方向を「生涯学習体系への移行」と明示し勧告したところにその特色を見出すのである。

(3) 生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」(1996年4月)

この答申はそのタイトルからも分かるように、「地域社会の中で様々な学習機会を提供している機関や施設の生涯学習機能の充実という観点から検討を加え、提言を取りまとめ」たものである。

「地域社会に根ざした小・中・高等学校」の部分では、次のように述べられている。「子供たちの生活は、学校ばかりでなく家庭や地域社会での生活すべてから成り立っている。…学校が適切に教育活動を展開するためには、家庭、地域社会との密接な連携が不可欠である。特に、学校週5日制の円滑な実施、いじめ問題への適切な対応を進めていくためには、学校・家庭・地域社会の3者の連携が一層必要とされている」。このように学校週5日制やいじめ問題への対応のためにも学校と家庭・地域の連携強化を要請している。

ところで、この答申で着目したい点がある。それは「連携」から「融合」への転換が求められていることである。すなわち、「従来、学校教育と社会教育の連携・協力については、「学社連携」という言葉が使われてきた。これは、学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力しようというものであった。しかし、実際には、学校教育はここまで、社会教育はここまでというような仕分けが行われたが、必要な連携・協力は必ずしも十分でなかった」との状況認識のもとに、「この学社融合は、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうという考え方であり、学社連携の最も進んだ形態と見ることもできる」とした。このように、「融合」を「連携」の最も進んだ形とし、連携の一層の推進強化を企図した点に注目したい⁴⁾。もっとも、上記の説明において、「融合」の概念は正に我々が考える「連携」のそれと同義語であり、本稿では両者を区分することなく、「連携」の表記を用いることとする。

(4) 中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(第1次答申、1996年7月)

答申は第1次と第2次(1997年6月)からなるが、本研究に直接的に関係するのは第1次分である。この答申で最初に確認すべきことは、教育改革の基本的方針を子どもの「生きる力」の育成に設定している点である。「生きる力」は、地域との連携のもとに展開される学校教育のねらいでもあり、とりわけ重視されねばならない。連携に関する答申のポイントとなる箇所の紹介

に先立って、まずこの点をしっかりと押さえておく必要がある。「生きる力」は生涯学習社会における子どもたちの自己実現を支援するものであり、「自己実現能力」と捉えてもよいと思う⁵⁾。

上記を踏まえて、次にこの答申における「連携」に関する箇所を紹介しよう。まず学校と地域の役割について、「学校が社会に対して閉鎖的であるという指摘はしばしば耳にするところである。…これからの学校が、社会に対して「開かれた学校」となり、家庭や地域社会に対して積極的に働きかけを行い、家庭や地域社会とともに子供たちを育てていくという視点に立った学校運営を心がけることは極めて重要なことと言わなければならない」と説明している。このように、学校の閉鎖性を問題視するとともにとそれからの脱却を訴えているのである。

また実践的課題として、「特に、いじめ・登校拒否の問題など…学校内での出来事や学校としての取組などをできるだけ外部に漏らすまいとする傾向が強いように感じられることがある。学校は、家庭や地域社会との連携・協力で積極的であってほしい」と生徒指導面に目を向けている。さらに人事面等にも着目し、「例えば、地域の人々を非常勤講師として採用したり、あるいは、地域の人々や保護者に学校ボランティアとして協力してもらうなどの努力を一層すべきである」とも述べている。

以上、紹介した4つの答申は、生涯学習の考え方を一段と強調するとともに、さらに学習指導・生徒指導などの教育実践面にスポットをあて、連携の推進を訴えようとする試みであり、「連携」推進の強化を促すものであった。

3. 学校評議員制度の導入 <「連携」法制期の第1段階>

中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(1998年9月)

本答申では、教育行政における国・都道府県・市町村の役割及び教育委員会制度、それぞれの在り方に触れた後に、「学校の自主性・自律性の確立について」言及している。この中で、教育実践の場である学校の自主性・自律性を尊重し、学校裁量権の拡充を訴えるとともに、学校経営の一層の充実を図るため、「地域住民の学校運営への参画」を求める学校評議員制度の創設を提案している。そして、この制度の意義と必要性について、下記のように説明している。

・「学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものとするとともに、学校の経営責任を明らかにするための取組が必要である」
・「今後、より一層地域に開かれた学校づくりを推進するためには学校が保護者や地域住民の意向を把握し、反映するとともに、その協力を得て学校運営が行われるような仕組みを設けることが必要であり、このような観点から、学校外の有識者等の参加を得て、校長が行う学校運営に関し幅広く意見を聞き、必要に応じ助言を求めるため、地域の実情に応じて学校評議員を設けることができるよう、法令上の位置付けも含めて検討することが必要である」

以上のような趣旨のもとに、学校評議員制度に関して、(ア)「学校に、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができることとすること」。(イ)「学校評議員は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱するものとする」。(ウ)「学校評議員は、校長の求めに応じて、教育活動の実施、学校と地域社会の連携の進め方など、校長の行う学校運営に関して、意見を述べ、助言を行うものとする」としている。すなわち、学校評議員制度は任意設置とし、校長の諮問機関と性格づけている。

学校評議員の構成については、「学校の種類、目的等に応じて、学校区内外の有識者、関係機関・青少年団体等の代表者、保護者など、できる限り幅広い分野から委嘱することが望ましいこと」としている。社会人としての豊かな経験と多様な価値観を有した住民の知見を学校経営に生かすべきだとの意向が伺える。

さらに、「意見交換の機会の設定等」の部分では、「校長は、必要に応じて、学校評議員が一堂

に会して意見を述べ、助言を行い、意見交換をする機会を設けるなど運営上の工夫を講じること」とし、委員会などの組織化の必要性を勧告している。

この答申を受け、学校教育法施行規則の改正（2000年1月）が行われ、「学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる」（第49条）と規定された。こうして、小学校・中学校・高等学校等に、校長の要請に基づく諮問機関としての、学校評議員制度が発足した。

上記の答申は「連携」を一層推進ための法制化を企図したものであり、法の改正も含めて勘案すれば、学校評議員制度の導入期として位置づけられよう。

4. 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入

<「連携」法制期の第2段階>

(1) 教育改革国民会議「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」（2000年12月）

教育改革国民会議は、先に取り上げた臨時教育審議会と同じく、総理大臣の諮問機関であり、全体会議と3つの分科会により推進された。この会議は幅広く教育改革の提言を行っているが、本研究に直接的に関わるコミュニティ・スクール関連についての提言を紹介しよう。

学校と地域の関係については、「地域の信頼に応える学校づくり」の観点から、「学校評議員制度などによる学校運営への親や地域の参加を進める。良い学校になるかどうかはコミュニティ次第である。コミュニティが学校をつくり、学校がコミュニティをつくる」としている。地域から孤立した学校ではなく、地域と学校の有機的関連付けを企図する地域の中の学校づくりを提唱しているのである。

上記のような学校と地域の関連付けを踏まえて、コミュニティ・スクールそのものに関しては、「新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する」とのタイトルのもとに提言している。すなわち、「地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（“コミュニティ・スクール”）を市町村が設置することの可能性を検討する。これは、市町村が校長を募集するとともに、有志による提案を市町村が審査して学校を設置するものである。校長はマネジメント・チームを任命し、教員採用権を持って学校経営を行う。学校経営とその成果のチェックは、市町村が学校ごとに設置する地域学校協議会が定期的に行う」と述べている。

このようなコミュニティ・スクールに関する提言の説明を補強する意味で、上記の全体会議に先立って公表された第2分科会審議報告（2000年7月）の関連する箇所をここに引用しておこう。それらは、「“コミュニティ・スクール”は、従来の校長・教員にない、起業家精神をもった人を学校経営や学校教育に引き込むことになり、日本の教育界を活性化する可能性がある」、「“コミュニティ・スクール”が実際にどんな学校になるかは、地域のニーズやどんな意欲のある人がいるかによる」、「いい学校は、結局、人である」などである。これらの指摘から明らかのように、コミュニティ・スクールが真に地域に根指した独創的な学校経営を展開するためには、特に教職員人事の在り方が重要であると力説している。

教育改革国民会議の報告（第2分科会審議報告を含む）は、以上のようにユニークともいえる発想に基づくものであるが、例えば校長の教員採用権に関しては法的には受け入れられなかった。もっとも、コミュニティ・スクール構想自体の提案は次の審議会に継承されることとなる⁶⁾。

(2) 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」（2004年3月）

この答申は、上記で紹介した教育改革国民会議の報告を受けて、コミュニティ・スクールの中核をなす学校運営協議会の制度化を提唱している。具体的には、この答申の「地域が参画する新

しいタイプの公立学校運営の在り方について」に示されている。

まず冒頭部分で学校評議員が法制化されているにもかかわらず、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入しようとする理由に関して、次のように述べている。

・「学校評議員制度については、その意見を踏まえて教育内容の改善を行うなど、大きな成果を上げる学校があるものの、運用上の課題を抱え、必ずしも所期の成果を上げ得ない学校もある。また、学校評議員制度の、校長の求めに応じて意見を述べるという役割を超えて、より積極的に学校運営にかかわることができるような新たな仕組みを検討すべきとの指摘もある」

・「こうした既存の枠組みを超えて、新たに保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って主体的に学校運営に参加するとともに、学校の裁量権を拡大する仕組みを制度的に確立し、新しい学校運営の選択肢の一つとして提供することも必要と考える。今後、こうした新しい学校運営の在り方について更に詳細な制度設計を行った上で、明確な法令上の根拠を与える必要がある」

以上のような趣旨により、新たにコミュニティ・スクールの経営について協議を行う組織として、「学校運営協議会」の設置を勧告している。

学校運営協議会制度を中心とする基本的事項に関しては、次の通りである。

①学校運営協議会の組織

設置を勧告された学校運営協議会は、合議制の機関として位置づけられている。そして、その委員は保護者、地域住民等で構成され、教育委員会により任命することが望ましいとしている。また、委員の数・構成・任命の手続き・任期等については、教育委員会規則で定めるよう提言している。

②学校運営協議会の役割

その1つ目は、学校経営の基本的方針の決定に関する機能である。基本的方針とは教育課程の編成方針をはじめとする学校経営の大綱を指している。ここで重要なことは、学校経営の大綱について、その原案の作成と提案は校長等が担い、決定は学校運営協議会が行うとしている点である。

2つ目。協議会を構成する委員に関しては、保護者として、あるいは地域住民として、自らも「学校運営に共同責任を負っている」との自覚を深めることが重要であるとしたうえで、「学校に対する保護者の要望や地域のニーズを公平・公正に、かつ、幅広く把握・集約し、学校運営に反映させることが求められる」としている。

3つ目として、「学校の活動状況をチェックする機能」が設定されている。すなわち、「基本的な方針に照らした学校の教育活動の実施状況について絶えず目を配り、評価を行い、必要があれば改善を求めるなどの働き掛けを行うことなども期待される」のである。このような点検・改善のための評価は学校運営協議会だけでなく、教育委員会等にも求めている。

4つ目は、人事に関する役割についてである。すなわち、「学校運営協議会が校長や教職員の人事について具体的に関与することができるようにするとともに、人事に関して最終的な権限を持つ教育委員会においては、地域運営学校制度の趣旨にかんがみ、校長や学校運営協議会の要望等を可能な限り実現するよう努める必要がある」としている点である。

③学校運営協議会の設置対象と留意点

この協議会設置の対象としては、「地域とのつながりが特に深い小学校や中学校が中心になると考えられるが、地域の実情に応じ…幼稚園や高等学校などを対象とすることも考えられる」とし、まずは小・中学校での導入を促している。そして「すべての公立学校に一律に求められるものではなく、地域の特色や学校の実態、保護者や地域住民の意向などを十分に踏まえ」るよう、設置に当たっての配慮すべき点留意点を指摘している。

上記の答申を受けて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（2004年6月）、

第47条の5で学校運営協議会に関する規定が新たに設けられた。そして、概ね上記〈I-4-(2)〉の答申の趣旨に沿って、学校運営協議会の設置とその委員の任命・構成及び職務に関して定められた。

なお付言すれば、この答申における「学校運営協議会の役割」の部分では、学校経営に関する大綱の「決定」と表現していたが、この法では「承認」との用語に変更されている。

いずれにせよ、以上のような2つの答申と法改正は、学校評議員制度の原理をさらに発展させるべく学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入を企図するものであった。

5. 「連携」制度の充実に向けて < 「連携」制度の充実期 >

中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（2015年12月）

本答申は学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の法規定後、10年余を経た時点での実態や課題等を踏まえ、その制度的充実を求めて、総合的な観点から改善策を示している。

この答申は、第1章「時代の変化に伴う学校と地域の在り方について」、第2章「これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について」、第3章「地域の教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方について」、第4章「コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方について」の各章から構成されている。

本稿では、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の充実に焦点を合わせて、ポイントを3点にまとめて紹介する。

①学校運営協議会必置の提言

答申では「学校運営協議会は学校と地域に様々なポジティブな影響を与える可能性があることから、仕組みを必置とすることが望ましい」、あるいは「地方創生の実現の観点からも、開かれた学校にとどまるのではなく、地域とともにある学校に転換する必要がある、責任を持って地域が学校運営に参画していく仕組みとして、学校運営協議会を必置として考えていく必要がある」と説明されている。

これらの説明からわかるように、この答申ではコミュニティ・スクール制度の必置化を明確に示している。

②幼稚園・高等学校・特別支援学校のコミュニティ・スクール化の提言

この答申において、「全国的に見ると、コミュニティ・スクールは小・中学校を中心に増えているが、幼稚園、高等学校、特別支援学校についても、「学校種の特性を生かしつつ」、その発達段階等に応じて、「地域や社会との協働体制を構築していく必要がある」とし、それぞれについて説明している。

これらのうち、高等学校については、「広く地域や社会の参画・協力を促進することは、学校運営の改善につながり、キャリア教育の推進や学校の魅力化、特色づくりに資するものである」と述べ、そのコミュニティ・スクール化を要請している⁷⁾。

③学校運営協議会との連携組織の整備

学校運営協議会との連携を一層強化していくための組織体制の整備に関して、「地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて「地域学校協働活動」と総称し、その活動を推進する体制を、今後、地域が学校と協働する枠組みとして、「地域学校協働本部」に発展させていく」べきだと論じている。また、人的整備を図るために「地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」及び複数のコーディネーターとの連絡調整を行う「統括的コーディネーター」の配置や機能強化」の必要性を訴えている。さらに学校運営協議会と地域学校協働本部との関係については、「両者が相互に補完し、高め合

う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要である」としている。

なお、地域学校協働活動を推進する組織体制に関しては、社会教育法を改正し、第9条の7で「地域学校協働活動推進員」制度が新設され、上記の答申に見られる地域コーディネーターや総合的コーディネーターを、地域学校協働推進員として委嘱することが可能となったことを付記しておく。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）については、先に指摘したように「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定されているが、この法律が2017年3月に改正された。改正事項は、次のとおりである（第47条の6）。

その第1は、学校運営協議会を「置くことができる」から「置くように努めなければならない」に変更された点である。すなわち、任意設置であることに変わりはないが、「努力義務」とした点は、設置の強化を企図した規定改正といえよう。なお、上記の答申では既述のように学校運営協議会必置の必要性を説いているが、この法改正では受け入れられなかった。

第2は協議会の職務内容の拡充に関してである。具体的には、学校との連携推進に資するため、保護者や地域住民に対して協議の結果を情報として積極的に提供するよう努めることと、追加規定をしている。このように協議会の職務内容の拡充を意図し、委員でない保護者や地域住民に対し、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を真に理解し、連携を深めるよう要請している。

以上の答申・法改正は、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）のより一層の充実を図ろうとするものであり、そのための施策の一端と受け止められよう。

上記Iについてまとめてみよう。本稿のIでは、学校と地域の連携について理解するための基礎的作業として、国の審議会答申にみる一連の動向を俯瞰して、大まかであるが5つに区分して整理し、紹介した。

この作業は、国の審議会答申のみから検討されたものであり、一面的な動向の把握となったかもしれないが、「連携」提言の黎明期から学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）導入・充実期に至る諸動向を、生涯学習の観点から概観できたように思う⁸⁾。

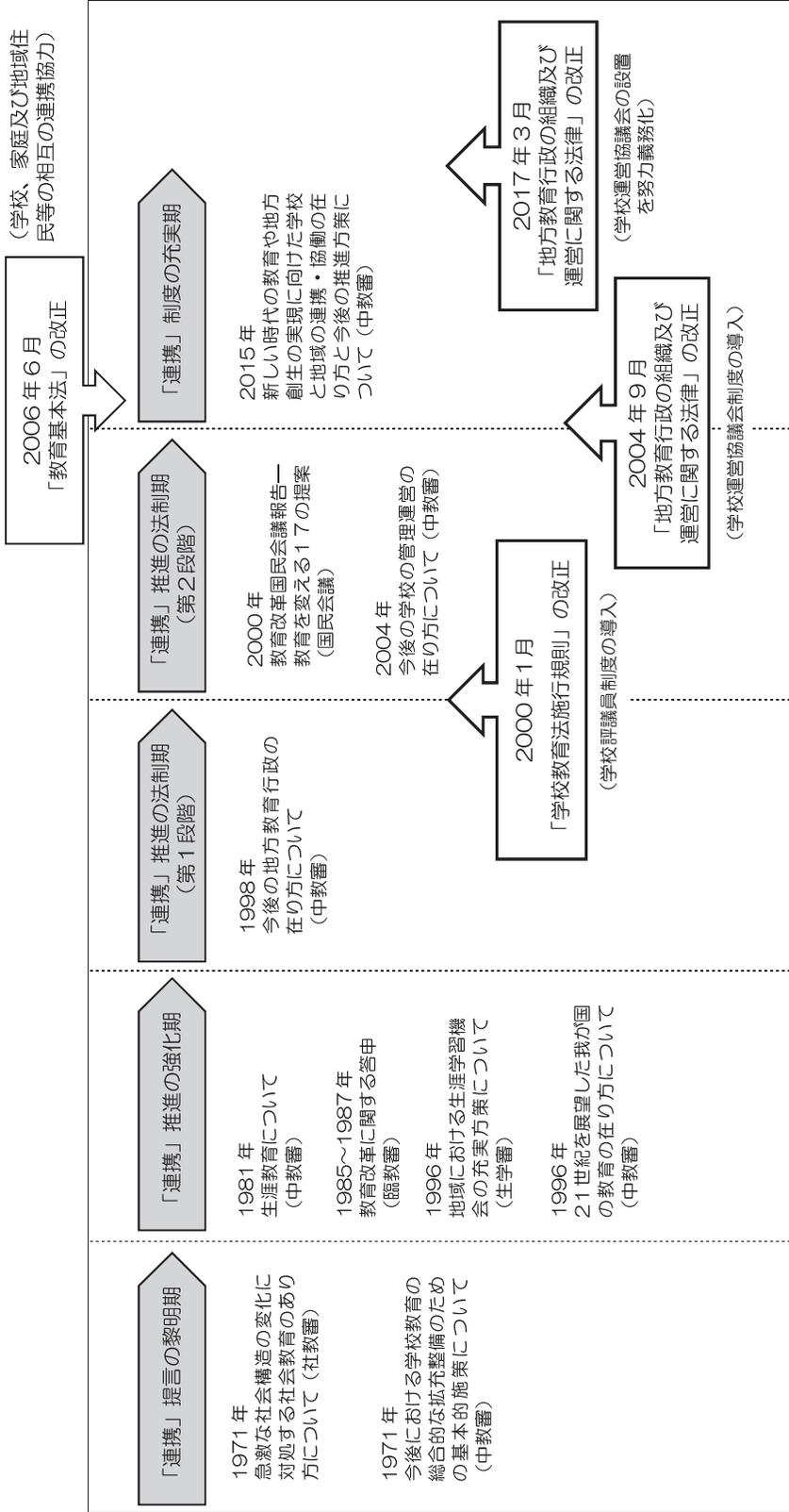


図1 国の審議会答申にみる「連携」に関する提言の動向

Ⅱ 学校と地域の連携に関する総括：連携の位置づけ、意義・重要性及び基本的課題

次に「連携」についての理解を一層深めるため、上記のような審議会答申の動向を踏まえて、「連携」の正当な位置づけや意義・重要性について考察するとともに、基本的な課題を明らかにし、もって本研究の総括としたい。

1. 学校と地域の連携の位置づけ：生涯学習の観点から

学校と地域の連携はどのような視点で位置づけられるであろうか。この点に関しては、臨時教育審議会による「生涯学習体系への移行」との勧告にその典型をみるように、生涯学習の観点から位置づけられる。以下、この観点から考察を進める。

(1) 生涯学習のキー概念

最初に生涯学習のキー概念から説明しよう。それは「生涯教育という考え方は、このような生涯にわたる学習の継続を要求するだけでなく、家庭教育、学校教育、社会教育の3者を有機的に統合することを要求している」との指摘〈I-1-(1)の答申〉に端的に示されている。すなわち、この指摘は人々が「いつでも、どこでも」自己実現に向けて学習できる機会の保障と諸条件の整備と理解される。

「いつでも」とは「人生のどの時期でも」の意味である。すなわち、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期といった生涯各期のどの時期でも、その発達課題を充足すべく、必要に応じて学習できる機会が保障されねばならないとする概念である。これは「時系列的統合」の原理に基づくものであると言えよう。OECD（経済協力開発機構）の教育政策として知られるリカレント教育は、「いつでも」学習できる具体的システムの1つである⁹⁾。

「どこでも」とは、「どの生活空間でも」、あるいは「どの生活の場でも」ということである。すなわち、家庭、学校、地域（職場を含む）のいずれにおいても学習できる機会の保障と理解される。これは、それぞれの固有の教育機能を尊重するとともに、各々の「連携」を意図する「水平的統合」の原理に基づくものである¹⁰⁾。

これらの生涯学習のキー概念のうち、学校と地域の連携と直接的に関わるのが「どこでも」である。

(2) 「どこでも」(「水平的統合」) からみた「連携」の位置づけ

上記のように学校と地域の連携と直接的に関わるのが、「どこでも」であることから、この原理についての理解を深めるため、そのポイント及び留意点について指摘してみよう。

1点目のポイントは、学校と家庭・地域の連携に当たって、それぞれの「固有性」を前提要件とするということである。これは、例えばすでに紹介した「生涯学習体系の中で家庭・学校・地域など教育の各分野の役割や責任を明確にするとともに…」〈I-2-(2)の第2次答申〉との提言に見られる。なお付言すれば、ここで言う「固有性」とは、先にも指摘したように、それぞれの生活空間（生活の場）における教育機能の独自性を指している。すなわち、学校の教育機能と家庭や地域のそれとは異質であり、それぞれに「固有性」を有するものであるからだ。例えば、学校教育と社会教育について比較すれば、前者が自立した社会人育成のための定型的な基礎教育・準備教育に主眼が置かれるのに対して、後者は地域住民の多様なニーズに応える非定型的な教育に特徴を見出す。このように、「連携」と密接な関係にあるそれぞれの教育機能の「固有性」の重視が前提要件となることの確認が不可欠である。

2点目のポイントは、1点目の「固有性」を踏まえた上での「連携」のとらえ方、つまり、連携を実際に推進していく際の「主体」の問題である。学校と地域の連携については、「学校」を

主体に地域が協力する場合及び「地域」を中心としこれに学校が補完協力するケースの、2側面の形態が考えられる。本研究で取り上げているコミュニティ・スクールをはじめとする学校と地域の連携については、「これからの学校が、社会に対して「開かれた学校」となり、家庭や地域社会に対して積極的に働きかけを行い…」〈I-2-(4)の答申〉と述べていることからわかるように、学校主体の連携であることは言うまでもない。このような「主体」を学校あるいは地域のいずれに設定するかは、「連携」の位置づけに関する現実的な視点の1つとして重要であると思う。

3点目のポイントは、「連携」の合理性に関してである。児童・生徒の場合、彼らは学校教育を受ける存在であり、同時に家庭の一員であり、さらには地域の教育機能の対象でもある。この点を踏まえると、学校の教育機能及び家庭・地域のそれらは各々の「固有性」を有するものの、それぞれがでんでんばらばらに展開されたのでは、児童・生徒のより一層の成長に支障をきたしかねない。すなわち、従来のように3者の教育機能を独立・分離させて捉えてはならないことを意味する。この点に関しては、例えば「実際には学校教育はここまで、社会教育はここまでというというような仕分けが行われたが、必要な連携・協力は必ずしも十分でなかった」〈I-2-(3)の答申〉と指摘されている。このような問題状況は、「どこでも」(水平的統合)の原理にそぐわないのである。繰り返すことになるが、ここに生涯学習の観点から、それぞれの「固有性」を前提要件とした3者の「連携」の必要性を強調しておきたい。

最後に「連携」推進上の留意点について触れておく。1つは家庭と学校の連携においては、保護者の子ども理解に関する成果を生かすことである。すなわち、保護者は子どもの成育歴に通じており、また家庭で子どもと共に過ごすのが一般的であることから、子どもの生活実態や意識状況の良き理解者である。この点を学校側も、保護者側も十分自覚して、連携を推進すべきである。今一つは地域の教育機能に関してであるが、それは一般の住民だけでなく、公民館、子ども会、あるいは企業など地域のあらゆる関係組織が担っており、これらの各々の固有の機能を視野に入れ、協力を求めることである。これらの点については、関係者にとって周知の通りであり、「何を今さら」との感を抱かれるかもしれないが、連携に当たっての現実的留意事項として、あえて注意を喚起する次第である。

以上、国の審議会答申にみる一連の学校と地域の連携の動向に関しては、生涯学習における「いつでも」(水平的統合)の観点から正当に位置付けられねばならないこと、そして、その際に必要とされる幾つかのポイントと留意点について説明してきた。

2. 「連携」の意義・重要性：生きる力（自己実現能力）の育成に向けての教育の質的向上

学校と地域の連携の意義・重要性はどこに求められるであろうか。結論的には、例えば〈I-2-(4)〉で紹介した答申にもみられたように、保護者や地域住民等の協力のもとに生きる力、我々の説くところの「自己実現能力」の育成に向けて教育の質を向上させ、子どもたちの学習効果を高めようとするところにある。そして、子どもたちの学習権を実質的に保障するものでなければならぬ。さらに説明すれば、「連携」の概念を充足する「有効性」の要件を充たすことにあるとも考えられよう。また、それは学校教育のみに資するばかりでなく、学校と地域の連携は地域の一層の振興にもつながることが期待される。すなわち学校だけでなく、地域にとっても好ましい結果をもたらすことが望まれるのであり、「公益性」の要件を充たすことでもあると考えられよう¹¹⁾。

ところで、上記のような「有効性」、「公益性」の観点から学校と地域の連携による教育の質的向上が可能と想定される学校経営及び指導の各分野については、どのように考えられるであろう

か。まず学校経営分野の「連携」に関して述べる。ここでは、例えば典型的な事例として学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を取り上げてみよう。この協議会の職務の1つが、学校教育目標・教育課程編成の基本方針について協議・承認することである。この点に関しては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条の6）に規定されているところである。この規定にみられる基本方針の協議・承認においては、保護者の子ども理解に基づく願いや地域住民の学校教育に対する要望を生かすことが重要である。このような視点から保護者・地域住民の代弁者である学校運営協議会委員が、彼らの意向を十分踏まえて協議・承認活動に臨むことが期待される。上記のような1つの事例からも分かるように、協議・承認など、主に「企画」面において、保護者・地域住民等の協力を得て、学校経営の一層の改善・革新を図ろうとするところに、「連携」の意義・重要性が認められるのである。

次に、指導分野の説明に移る。すでに紹介してきた答申の引用部分を若干簡略化して再録すれば、「進路指導に関し、学校、家庭、社会の間の連携・協力…が大切」〈I-2-(1)の答申〉、「高等学校において広く地域や社会の参画・協力を促進することは…キャリア教育の推進…に資するものである」〈I-5の答申〉、「いじめ問題への適切な対応を進めていくためには、学校・家庭・地域社会の3者の連携が一層必要」〈I-2-(3)の答申〉、「基本的な生活習慣を身に着けさせるためのしつけは、家庭と学校が協力して行うべきものである」〈I-2-(2)の答申〉、「平素から学校と地域の人々との関係づくりが、子供たちの命や安全を守ることにつながる」〈I-5の答申〉¹²⁾ などである。これらを参考とし整理して例示すれば、進路指導・キャリア教育¹³⁾、生徒指導¹⁴⁾、安全指導¹⁵⁾、体験活動を伴う教科指導¹⁶⁾ などであろう。このような児童・生徒の教育を直接的に行う指導分野においても、「連携」を通して教育の質的向上が期待されるのである。

ところで、上記で列挙した指導分野の紹介部分において、いじめや校内暴力などの社会病理現象とも言える問題行動についての指摘がみられる。このような問題点に注目すれば、それらは「連携」を必要とする教育的背景（要因）として捉えることもでき、その意義・重要性を補足説明する上での一助とされよう。

以上のような「連携」の意義・重要性の2つの側面と関わって、留意点として指摘したいことがある。それは単なる理念論（いわゆる「べき論」）に止まらず、現実学習効果が高まり、「連携」の目的要件である「有効性」や「共益性」を満足しているかの検証の必要性である。調査はそのための有力な方法の1つである。文部科学省や県教育委員会等の調査は参考となろう¹⁷⁾。また、PDCA サイクル方式による学校経営・授業経営にも努めたいものである¹⁸⁾。

3. 「連携」関係者のとらえ方に関する課題：校長・教員の「専門性」と地域住民の「良識」について

「連携」を推進していく上での基本的課題の1つとして、学校と地域それぞれの関係者の役割についての理論的根拠を何に求めるかがある。この点に関して我々は学校側の担当者である校長・教員については「専門性」に、地域の住民の場合は「良識」にその根拠を求めたいと思う。以下、ここでは校長・教員の「専門性」と地域住民の「良識」について説明したい。まず、校長・教員の専門性にスポットを当ててみよう。

(1) 校長・教員の「専門性」

中央教育審議会答申（2004年3月）では、学校運営協議会で教育課程編成等の学校経営の大綱について協議・承認する際に、「校長等の提案に基づいて」としている。このような校長・教員による大綱の原案作成に当たっては、学校教育とその経営に関する憲法、教育基本法、学校教育法、学習指導要領など法的な側面についての専門的知識が不可欠とされる。また、児童・生徒

の意識や生活状況、保護者の願い、地域住民の要望を的確な把握する必要があり、そのための調査等に関する専門的技術が重要となる。

さらに同答申は、地域との連携のもとに展開される学校経営の観点にスポットをあて、「校長には、学校を取り巻く地域の様々な関係者と十分なコミュニケーションを図り、相互の連携・協力を確保しつつ、学校の責任者としてリーダーシップを発揮する高い力量が一層強く求められることとなる」との見解を示している。つまり、校長の「専門性」の要件としてコミュニケーション能力やリーダーシップの力量を掲げているのである。

以上のような「専門性」を根拠として、校長・教員は専門的職業人として「連携」による学校教育とその経営という職務を担当するのである。この職務の十全な遂行に当たっては、「専門性」を高めていくことが肝要であり、そのためにも日々発展していく教育学（学校経営学・教育行政学を含む）をはじめ関連の諸科学の研究成果を吸収していく必要がある。また、急激に変化していく子どもたちの教育環境についての理解も求められる。こうして校長・教員は学校内外の研修を通して、絶えずその職能成長を図っていくことが期待されるのである。

（２）地域住民の「良識」

次に地域住民の「良識」の説明に移る。すでに〈1-2-(4)〉や〈I-5〉などの答申において強調された「開かれた学校」¹⁹⁾、すなわち地域住民の「経営参加」は、どのような理論的根拠に基づくものであろうか。この素朴ともいえる疑問に対する回答は、地域住民の「良識」にあると考えてよいと思う。ここでいう地域住民とは保護者を含む一般の住民である。これら一般住民は社会人であり、彼らはそれぞれに豊かな経験（学習の経験を含む）を有する自立した存在であり、良識を備えた人々である。

地域住民の経営参加の根拠は、この良識に求められる。すなわち、多様な地域住民の良識が彼らの価値観を規定し、それが学校教育やその経営の基本的方向を定める上で有効に作用する、と考えられるからである。

ところで、「良識」と類似した用語に「常識」があるが、両者の関係はどのように考えればよいか。この点と関連させて、皇至道氏は「現実に沈潜しつつ現実を超越する」との教訓を我々に残している。この教訓を用いて端的に説明すれば、「現実に沈潜」した状態での判断が「常識」であり、他方の「良識」は「現実を超越」せんとするそれを指す、と理解されよう。本稿では氏の説明にあるように、社会的現実を受容しつつも、それを「あるべき姿」へと改革していく判断力を意味する、「良識」の表記を用いる。この良識は、人間としての生き方の指針でもあり、学校教育とそれを支援する経営においても尊重されねばならない²⁰⁾。もっぱら学校側の専門性のみ委ねる「閉じられた学校」から脱皮し、学校経営の充実・改善を目指す「開かれた学校」へと転換させるために地域住民の「良識」が十分生かされねばならないであろう。

なお、地域住民の「良識」を尊重する工夫として、地域住民の代表である学校運営協議会委員や学校評議員は年齢・性別・職業・地域性など多様な属性や特色を勘案した、「異質」の構成であることが望ましい。

（３）校長・教員の「専門性」と地域住民の「良識」との関係

校長・教員「専門性」と地域住民の「良識」についての説明は上記の通りであるが、両者の関係はどのように考えられるであろうか。両者にはそれぞれに利点がある。「専門性」は、教育学をはじめ諸科学における研究成果の集積が基盤をなすものであり、それは学校経営の一貫性・継続性の面で、より安定性が担保されよう。他方、「良識」は既存の概念や価値観にこだわることなく、「革新」の精神と判断力により、学校経営改善の可能性を秘めている。

ところで、問題は現実的に「連携」を制度として考えるとき、上記のような両者の長所を生かしつつも、「いずれを優先させるか」である。すなわち、両者の重要性を尊重するとともにそれぞれの限界を克服するため相互補完の関係にあるべきだ、との認識を前提要件としつつも、実際に「連携」を制度化しその推進を考えるならば、どちらにウエイトをかけ、重視するかによって、制度の在り様が異なってくる。つまり、校長・教員の「専門性」をより優先するのであれば、学校側の権限・責任が地域住民のそれよりも大きくなる。他方、地域住民側の「良識」により多くを委ねようとするれば、彼らの権限・責任がより重要となる。この点に関してどう応えるべきかが、「連携」に関する制度上の今日的課題であると言えよう。

この課題に応える一つの参考事例として、教育委員会制度における教育委員と教育長の関係、すなわち権限と責任に関する変遷の経緯とその要因の分析があろう。すなわち、「良識」を有する地域住民の代表である教育委員と「専門職」として性格づけられる教育長の権限・責任関係の変遷とその要因の解明である²¹⁾。

今一つ。教育の分野ではないが、裁判員制度との比較考察も参考となるのではないだろうか。これは「刑事裁判の審理・評議に国民が参加し、裁判に国民の視点・感覚を反映させること」をねらいとした制度である²²⁾。すなわち、専門職の典型とされる裁判官のみに裁判のすべてを委ねるのではなく、一般国民の参加も加えその「良識」を生かしつつ、一層妥当な裁判を展開せんとする制度である。この制度が導入されてから10年を経過した今日、その評価を含めて裁判官の「専門性」と国民の「良識」の関係について、改めて考察することも必要とされよう。

いずれにせよ、ここでは「連携」における関係者の役割の根拠に関して、校長・教員の「専門性」と地域住民の「良識」について考察するとともに、両者の関係をめぐる問題の所在を明らかにしてきた。しかし、「専門性」と「良識」のいずれを重視し、優先させるかについての判断は留保している。この点に関しては、今後の研究課題としておこう。

4. 「連携」システムに関する課題：3つのシステム類型と主体的選択

既述したⅠの1～5に区分して紹介した答申にみられる「連携」の動向を参考にすれば、そのシステムは、概ね次のように類別されよう。すなわち、①学校と地域の直接的連携方式、②学校評議員制度方式、③学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）方式の3つである。このようなシステムのうち、どれを選択すべきかが今日的課題である。

①の方式は、学校側の要請に応え、地域住民や関係機関・団体が直接的に協力する連携のシステムである。例えば、学校が連携により有効と想定される指導分野を特定するとともに、地域の支援を受け共に協力し合って、その教育に当たる方式である。

②の方式は、校長の諮問機関として学校評議員制度を位置付け、学校経営の質的向上を図ろうとするところにポイントがある。この制度は諮問機関であるから、周知のように承認権はない。しかし、学校評議員の提言は校長が単に「聞き置く」といった軽いものではない。余程の合理的根拠がない限り、それは受容されねばならない。

③の方式は、学校運営協議会が学校の教育課程編成方針など学校経営の基本的事項の承認権を有するところに特色がある。これら3方式のうち、「連携」の度合いが最も高次のシステムと言える。なお、補足説明をすれば、このシステムは、先に指摘したように学校経営の「企画」面に関わることを主な任務とするものであるが、指導分野における連携機能を加えても差し支えない²³⁾。また、指導分野での連携を図る組織を設け、これと協働することも可能である²⁴⁾。

「連携」のシステムとして上記のように3方式を設定したが、その選択に当たって配慮すべき点があると思う。それは端的に指摘すれば、これらのシステムに関しては、どれが100%優れているか、完全無欠であるかとの判断は妥当ではないということだ。それぞれのシステムには長短

あるのが一般的であり、他と比較して絶対はなく、あくまで相対的なものである²⁵⁾。このようにシステムの特質を解釈すると、3方式の長短を各学校で十分精査し、選択の意思決定をなすべきであろう。その際に学校の種類や規模、あるいは教職員の意識状況、保護者・住民・関係機関の実情等を十分に勘案する必要がある。また、本稿で考察した点、例えば「専門性」と「良識」の関係について、あるいは「連携」を充足する目的要件としての「有効性」・「公益性」の観点に関する原理的説明等も、参考にしていただければ幸いである。

国の方針としては、本稿で考察してきた審議会による一連の提言の動向から判断すると、③の方式を推奨していると考えられる。例えば、本稿の〈I-4-(2)〉で紹介した2015年の中央教育審議会答申における学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）導入の理由・根拠の説明に表明されている。しかし、これに拘泥することはない。「連携」のシステムは全国的に画一化する必要はないわけであり、それぞれの学校が上記のような留意事項を踏まえるとともに英知を結集して、主体的に判断し選択すべきであろう。

おわりに：本研究のまとめ

本研究では、最初に生涯学習の観点から国の審議会答申を中心に、学校と地域の連携に関する一連の動向を5つに区分して紹介した。次に、このような基礎的作業の成果を踏まえ、学校と地域の連携の位置づけ及び意義・重要性について考察するとともに、基本的課題について明らかにした。

このささやかな研究成果が、大学の教員養成教育あるいは現職教員の研修において、幾分でも参考になれば幸いである。

なお、この研究の推進にあたり、山口市立上郷小学校校長坂本哲彦氏には学校経営の実践者としての立場から、貴重なアドバイスをいただいた。また、山口学芸大学・山口芸術短期大学図書館司書秋山仁美氏にも、研究資料収集の面でご助力いただいた。ここに記して、感謝の意を表したい。

<注>

- 1) 中央教育審議会答申(2015年12月)では、「連携」をキー概念とする学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)に関する教員養成教育プログラムの改善及び教職員研修の充実を要請している。
- 2) 「生涯教育」と「生涯学習」の表記については、例えば、生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(平成4年7月)において説明されている。
- 3) ポール・ラングラン著、波多野完治訳『生涯教育入門』全日本社会教育連合会、1971年。
- 4) 山口県の「学社連携」(学校教育と社会教育との連携)の状況については、山口県生涯教育センター『学校と地域の連携推進事業 地域実践活動報告書』(平成13年～14年度)平成15年3月、山口県生涯教育センター『生涯学習推進コーディネーター養成調査研究報告書～学社融合をめざした実践事例を中心に～』(平成12年度)平成13年3月などに示されている。
- 5) 田代直人・佐々木司編著『新しい教育の原理～現代教育学への招待』ミネルヴァ書房、2017年3月(初版第9刷)の16～18ページにおいて、自己実現能力について説明している。また、生きる力・自己実現能力については人間の生き方との関連が深く、この点でE.フロムの「持つ様式」(財産、知識、社会的地位、権力などを所有することに専念する様式)から、

- 「ある様式」(自己の能力を能動的に発揮し、生きることの喜びを確信できるような様式)への転換を訴える考え方は、参考になると思う(新井郁男著『学習社会論』(教育学大全集8)第一法規 昭和57年5月、13-15ページ、エーリッヒ・フロム著、佐野哲朗訳『生きるということ』紀伊国屋書店、1977年7月、E. Fromm, *To Have or To Be?* Harper & Row, 1976)
- 6) 『教育改革国民会議の記録 資料4 第2分科会』(内閣官房教育改革国民会議担当室 平成13年1月)によると、審議の過程において、アメリカ合衆国のチャータースクール制度が1つの参考資料となっていることがわかる。なお、チャータースクールについては、佐々木司著『カリフォルニア州学校選択制度研究』風間書房、2007年12月において考察されている。
 - 7) 山口県では、2018年度までに県立高等学校等の33校がすでにコミュニティ・スクール制度を導入している。そして、2019年度には新たに11校が導入を予定しているとのことである(山口県教育委員会『山口県教育推進の手引き』平成31年(2019年)4月、56ページ)。
 - 8) 佐藤晴雄著『コミュニティ・スクールの成果と展望～スクール・ガバナンスとソーシャル・キャピタルとしての役割』ミネルヴァ書房、2017年4月の第2章「我が国における学校・地域関係の変容過程」(63-86ページ)は参考になる。
 - 9) リカレント教育に関しては、上記<注-3>の生涯学習審議会答申の第2部第1章「社会人を対象としたリカレント教育の推進」においても、その推進を訴えている。田代直人編著『社会教育の理論と実践』樹村房、平成9年2月(第3刷)において、若干の説明をしている。
 - 10) 生涯学習のキー概念については、上記<注-5>の田代直人・佐々木司編著書の11-14ページ、及び田代直人「生涯学習の概念に関する一考察—教育行政の今日的課題—」西日本教育行政学会『教育行政学研究』第21号、平成12年3月、1-8ページにおいて考察している。また、社会教育審議会答申(1971年4月)や中央教育審議会答申(1971年6月)など本稿で取り上げた一連の答申、ポール・ラングラン著・波多野完治訳『生涯教育入門』(再版)全日本社会教育連合会、平成2年4月、波多野完治『生涯教育論』小学館、昭和47年6月などを参考とした。
 - 11) 「連携」の目的要件としての「有効性」及び「共益性」については、田代直人・佐藤真澄・川野哲也・田村知津子・尾崎敬子「コミュニティ・スクールに関する一考察～キー概念「連携」を充足する要件とは何かを中心に～」山口学芸大学『山口学芸研究』第10号、2019年3月の20-23ページにおいて説明している。
 - 12) ただし、この引用箇所は本稿Iにおいて紹介していない。
 - 13) キャリア教育についての参考文献として、文部科学省『小学校キャリア教育の手引き』(改訂版)平成23年5月、『中学校キャリア教育の手引き』平成23年5月、『高等学校キャリア教育の手引き』平成24年2月、仙崎武他編著『キャリア教育の系譜と展開』雇用問題研究会、2008年3月、日本キャリア教育学会編『キャリア教育概説』東洋館出版社、2008年10月などがある。
 - 14) 文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導研究センター『いじめ問題に関する取組事例集』平成19年2月には、生徒指導に関する「連携」の視点からの事例の紹介も含まれている。
 - 15) 文部科学省『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』(平成30年2月)は、児童・生徒の安全指導に関して総合的、且つ具体的に説明されており、「連携」の観点からも参考となる。
 - 16) 教科教育における「連携」の事例として小学校生活科及び中学校技術科の事例を、上記<注-11>の文献において紹介している(22-23ページ、25ページ)。
 - 17) 佐藤晴雄編著『コミュニティ・スクールの研究—学校運営協議会の成果と課題—』風間書房、

2010年3月、佐藤晴雄編著『コミュニティ・スクールの全貌—全国調査から実相と成果を探る』風間書房、2018年2月、文部科学省平成27年委託調査『コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査』などがある。

- 18) 伊藤和衛編著『教育行政過程論』(教育学研究全集 第5巻) 第一法規、昭和51年6月、8—10ページ、13—18ページ。
- 19) 「開かれた学校」に関しては、児島邦宏編『開かれた学校を創る』教職研修7月増刊号、教育開発研究所、1997年7月などがある。
- 20) 皇至道著『教育行政学原論』(皇至道著作集第三巻) 第一法規、昭和52年12月、362—367ページ。この文献は本稿の〈Ⅱ-3-(1)〉及び〈Ⅱ-3-(3)〉においても参考とした。
- 21) 昭和23年7月に公布された「教育委員会法」では、教育委員(住民の代表)から構成される教育委員会が執行機関であり、専門職として配置された教育長はその補助機関として位置づけられた。その後、教育委員会法は廃止され、新たに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が昭和31年6月に制定された。その後、平成26年6月にこの法律は改正され、今日の教育委員会は教育長と教育委員で構成され、教育長は委員会を代表する(第13条)など、その権限が強化されている。すなわち、地域住民の「良識」よりも教育長の「専門性」を一層重視する方向へと転じた(上記〈注—5〉田代直人・佐々木司編著の文献の115—119ページなど)。
- 22) 最高裁判所事務総局『裁判員制度10年の総括報告書』令和元年5月、1ページ。
- 23) このような事例が中央教育審議会答申(2015年12月)において紹介されている。
- 24) 本稿〈Ⅰ-5〉で紹介したように、中央教育審議会答申(2015年12月)では、学校運営協議会と地域学校協働本部との関係について、両者を有機的に結び付けて考えるよう提言している。
- 25) 上野一郎著『マネジメント思想の発展系譜—テイラーから現代まで—』日本能率協会、昭和51年2月。

付記：本稿は山口学芸大学・山口芸術短期大学「地域教育・福祉研究会」の研究成果をまとめたものである。